

昨年11月、役場倉庫を整理した際に在仙の書「温故知新」が見つかりました。これまで知られていなかった本作は在仙の書歴を辿る上でも貴重な作品です。現在は役場講堂に掲示して、住民の皆さんにご覧いただいています。

温故知新

前に学んだことや昔の事柄をもう一度調べたり考えたりして、新たな道理や知識を見出し自分のものとする。[故きを温ねて新しきを知る]
 諏訪湖を愛した在仙は、諏訪湖の雅称「鷺湖」を自らに冠して『鷺湖在仙』の落款を多く残しており、この作品にも確認できます。

郷土の
 誇る
 書家の

津金雀仙

明治33年、長野県諏訪郡原村八ッ手に生誕。本名は武田哲。10歳頃より書に興味を持ち、炉辺では火箸で灰に字を書き、草刈には馬にまたがって、手綱で空に字を書くなど、ひたすら書に打ち込みます。大正2年、原尋常高等小学校を卒業し、津金家の養子となります。この頃(13歳)より書家になる決心をします。

独学で書を学び、家業(農業)のかたわらいくつかの書道展に出品。昭和10年、暮れに在仙は家業を離れ諏訪市湖柳町に移り書塾「凌雲書道会」を開きます。翌昭和11年、36歳のときに、それまで勤めていた一切の公職(村役場書記、村会議員、学務委員)・家業を手放して上京します。昭和15年、東京吉祥寺に書塾を開いて精力的に創作活動を展開



昭和23年、日展に書部門が参加すると昭和24年と昭和25年には日展特選を連続受賞し、広く世間から注目を浴びます。昭和30年、昭和女子大学教授に就任。戦後の自由な空気の中、在仙の開放的な書風は日本書壇を魅了し、昭和34年には日展書道部門初の文部大臣賞を受賞しました。
 在仙書芸のますますの展開を期待された翌昭和35年、59歳で病没しました。

自作詩・述志

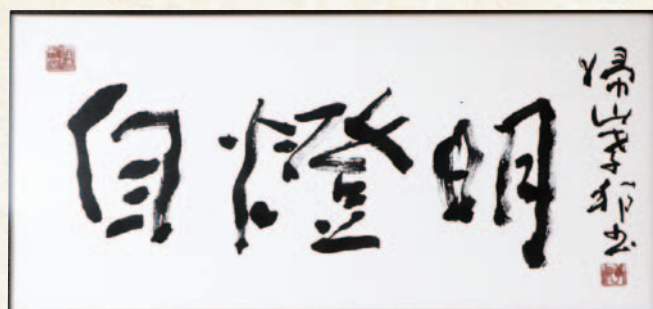
[八ヶ岳美術館]

平成22年八ヶ岳美術館敷地内に建立した石碑。元の書は昭和32年第13回日展出品作。在仙の作詩の中でも最後の方にあたるもので、在仙は詩の題名は「燈(ともしび)」としていました。「電気をつけて明け方まで王羲之帖を書いている」という詩です。



「真に大才を以て任ずる書家は唯一人、津金雀仙があるのみである」と称されるほど、津金雀仙はその才華を支所共に全開、その書は正に一世を風靡しました。
 没後60年を越えた今もなおその書は生き続け、作品は私たちの身近にあります。

在仙の四男、津金孝邦氏(昭和3年—令和3年)の書にも村内で触れることができます。



「自燈明」原中学校に寄贈



原小学校校名看板

八ヶ岳美術館では5月頃、在仙コーナーにて孝邦氏の追悼展を予定しています。

竹秀

制作年不明 [八ヶ岳美術館蔵]

在仙の書の魅力は自由奔放な書きぶりにあります。王羲之などを基調としながら、伸び伸びと自由な独自の書風を確立しています。大きな「竹秀」の文字は、思わず手を振り上げて、字面をなぞりたくなるような勢いのある筆遣いです。



王羲之…中国東晋の政治家・書家。書の芸術性を確固たらしめた普遍的存在として書聖と称されています。

令和4年度 一般会計予算

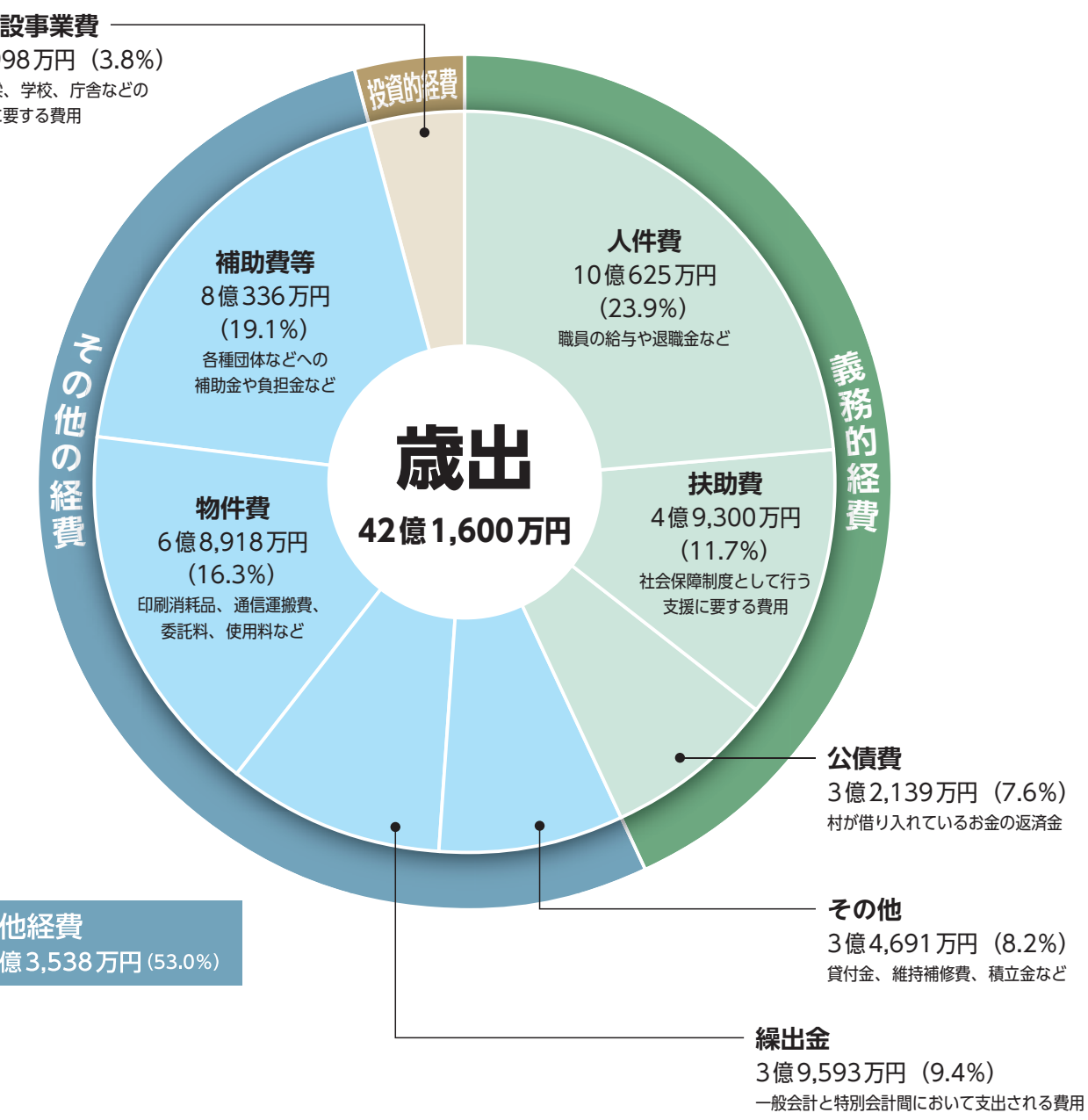
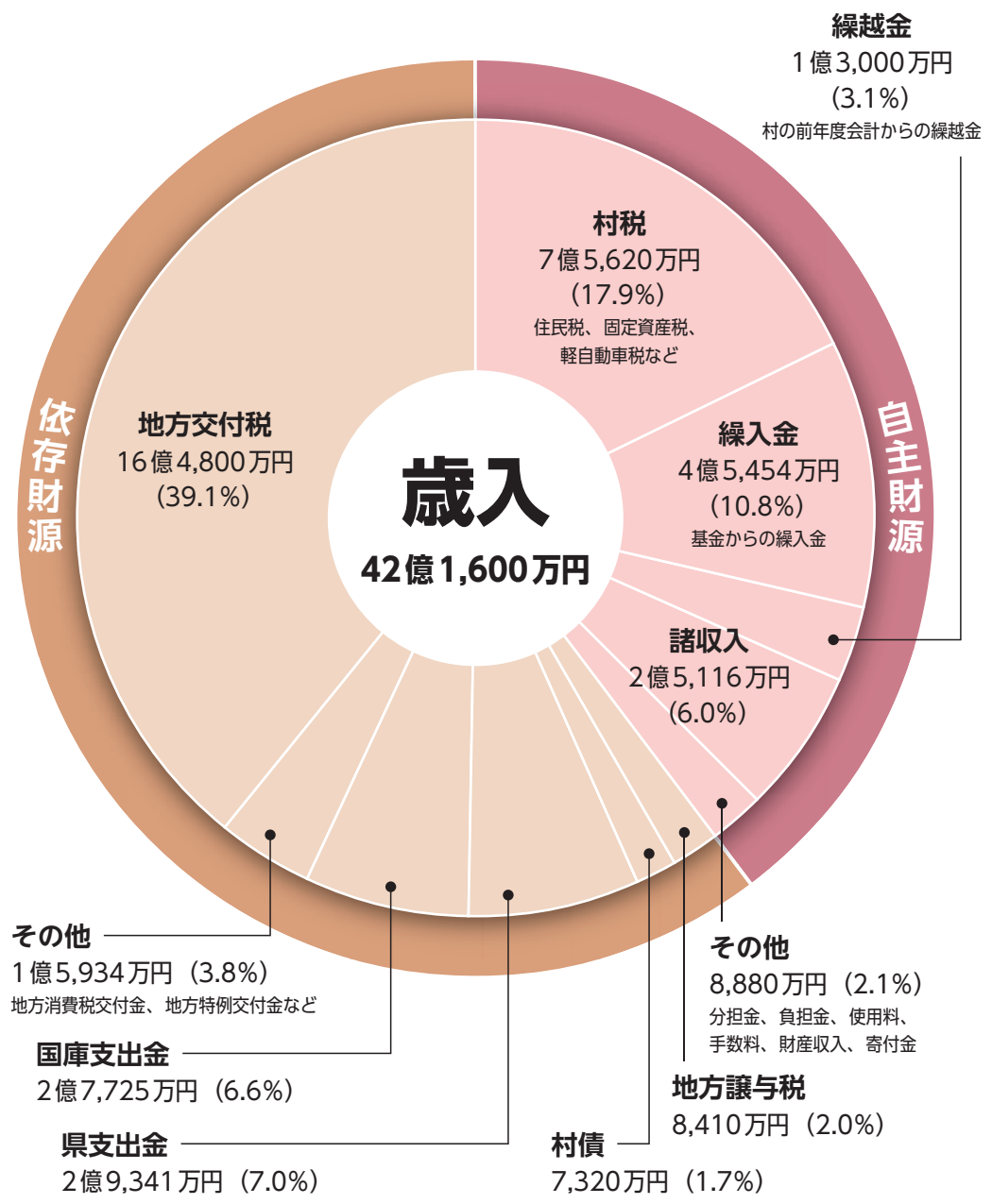
令和4年度の一般会計予算総額は42億1,600万円、対前年度9、100万円増(2.2%)になります。本年度予算の概要と、主な取り組みをお知らせします。

自主財源…16億8,070万円(39.9%)
 村が自らの権限に基づいて自主的に収入する財源で、国や県に依存せずに独自に調達できる財源。昨年度より6,193万円(3.8%)増加の見込みです。

依存財源…25億3,530万円(60.1%)
 国や県に依存するかたちで調達する財源で、村の借金である地方債もこれに含まれます。昨年度より2,907万円(1.2%)増加の見込みです。

義務的経費…18億2,064万円(43.2%)
 法令やその性質により、支出が義務付けられている人件費や扶助費、公債費。昨年度より4,018万円(2.3%)増加の見込みです。

投資的経費…1億5,998万円(3.8%)
 支出の効果が、最終的に資本形成に向けられる普通建設費や災害復旧事業費。昨年度より414万円(△2.5%)減少の見込みです。



令和4年度は、原村総合計画後期基本計画の2年目となります。事業成果を十分に検証し、目標達成に向けた取り組みを反映させ、収支バランスの取れた予算編成としました。

基本的な考え方として、コロナ感染症への対応は、ウィズコロナ・アフターコロナを念頭に、引き続き、国・県の動向を注視しながら随時の対応とすること。継続実施の事業(特に村単独事業)は、実施期間を設定して取り組むこととし、効果及び達成度を十分検証したうえで、見直し、廃止又は継続を判断すること。公共施設の維持補修・更新は、「原村公共施設等総合管理計画」に基づき実施し、様々な角度から交付金・地方債等が活用できるか模索し、財源確保に努めることとしました。

将来見通しとしては、少子高齢化社会が進み社会保障などの扶助費の増加が避けられない状況である上に、「原村公共施設等総合管理計画」では、村が所有する公共建築物・インフラ施設の更新に、2015年〜2054年の40年間で、年平均9.7億円という多額の費用が必要との試算が出ており、財源不足が見込まれます。

令和4年度歳入は、コロナウイルス感染症の影響が引き続きみられるものの、緩やかな持ち直しが見られることから、村税は企業収益や個人所得を令和3年度より増額を見込みました。

繰入金は、公共施設総合管理基金、農業振興基金等基金を取崩して事業に充てます。

令和4年度歳出は、自治体DXに向けた文書管理・電子決裁システムの導入及び庁内LANの更改、保育園テラス屋根改修工事等の大型事業を行います。補助金は、6次産業化支援事業補助金、地域づくり支援事業補助金等を新設しました。また、令和5年度の建設に向けて合葬式墓地の設計、防災倉庫実施設計を行います。

問 住民財務課 財政係
 ☎7917924(直通)

成長の基盤を創る、 持続可能な村づくり予算

内閣府の月例経済報告では、「国内景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とされています。新年度予算は、「成長の基盤を創る、持続可能な村づくり予算」としました。

原村が未来にわたって成長していく、その基盤となる事業が展開される年度となります。新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を、日常生活の中に取り入れる必要があります。そして、原村らしさを追求し、地域経済再生に向けた施策を講じました。

重点施策としては、村民が主体的になって活動する取り組みへの地域づくり支援事業。地域の担い手農家を育成するための経営継承支援事業。6次産業化の推進に必要な施設整備等への支援事業。また、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けている事業者への支援事業は、新年度の補正予算で対応していきます。さらに、長年の懸案でありました「子育て支援センター」の建設などに取り組みます。



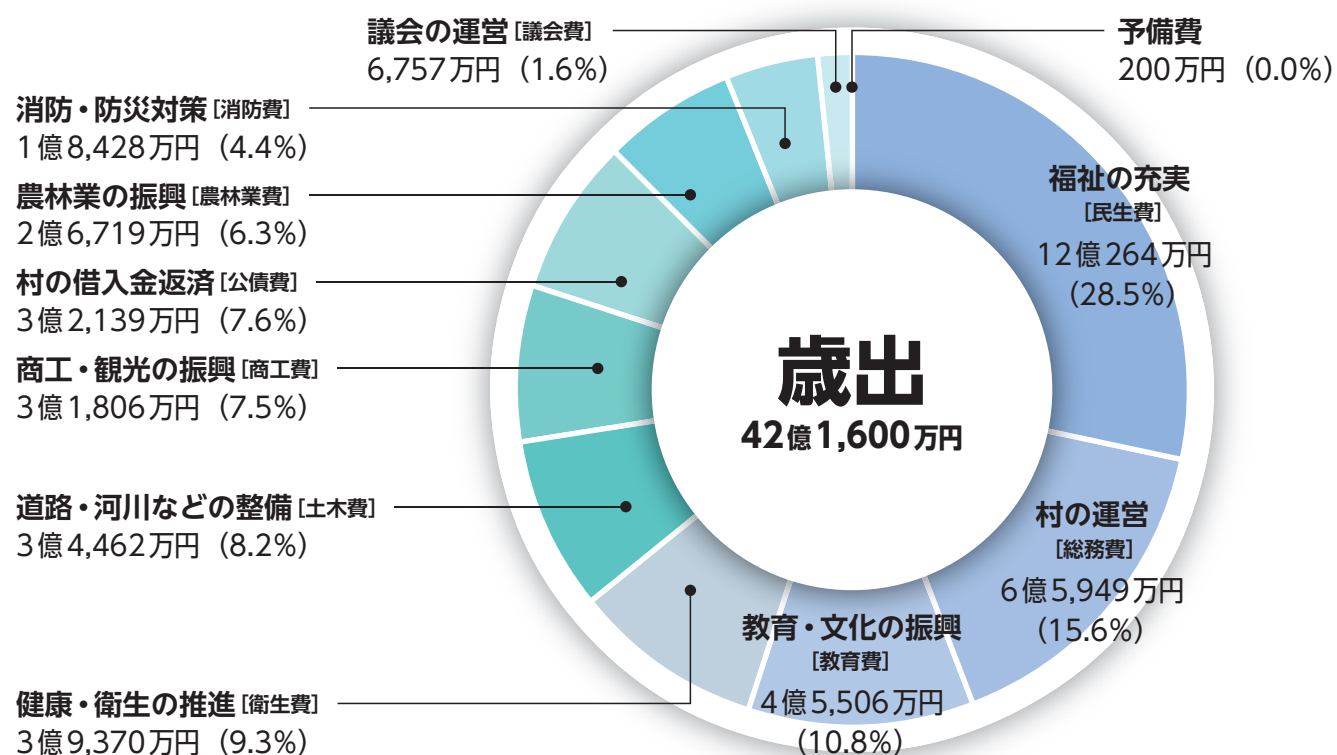
原村長
五味 武雄

内閣府の月例経済報告では、「国内景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とされています。新年度予算は、「成長の基盤を創る、持続可能な村づくり予算」としました。

原村が未来にわたって成長していく、その基盤となる事業が展開される年度となります。新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を、日常生活の中に取り入れる必要があります。そして、原村らしさを追求し、地域経済再生に向けた施策を講じました。

重点施策としては、村民が主体的になって活動する取り組みへの地域づくり支援事業。地域の担い手農家を育成するための経営継承支援事業。6次産業化の推進に必要な施設整備等への支援事業。また、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けている事業者への支援事業は、新年度の補正予算で対応していきます。さらに、長年の懸案でありました「子育て支援センター」の建設などに取り組みます。

歳出を目的別に分類すると



特別会計

国民健康保険事業勘定特別会計

歳入は、国民健康保険税における資産割の税率について医療分、後期高齢者支援金分、介護分ともに減額の改正を行います。税額は前年度比1,300万円増(5.7%)の2億4,001万円の見込みとなりました。一般会計繰入金は、8,271万円を計上しました。

歳出は、保険給付費に6億1,446万円、事業費納付金に2億8,000万円、特定健診・特定保健指導や健康増進を図るための保健事業費に1,690万円を計上しました。

	4年度予算額	3年度予算額	前年比
国民健康保険事業勘定会計	9億5,000万円	9億4,500万円	0.5%
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計	1億2,100万円	1億600万円	14.2%
農業者労働災害共済事業特別会計	120万円	120万円	0.0%
後期高齢者医療特別会計	1億1,170万円	1億570万円	5.7%

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計
歳入の内、診療収入は前年度より648万円

企業会計

水道事業会計

主な事業は、原山地区送配水管布設替工事3,450万円、奥野水源送水ポンプ交換工事300万円、修繕工事として第2配水池内壁塗装工事3,100万円です。

	4年度予算額	3年度予算額	前年比	
水道事業	収益的収入	1億8,224万円	1億7,969万円	1.4%
	収益的支出	1億8,203万円	1億5,956万円	14.1%
	資本的収入	0万円	0万円	0.0%
	資本的支出	4,823万円	5,735万円	△15.9%
下水道事業	収益的収入	3億3,205万円	3億3,211万円	0.0%
	収益的支出	2億1,045万円	2億830万円	1.0%
	資本的収入	980万円	870万円	12.6%
	資本的支出	1億4,434万円	1億3,500万円	6.9%

下水道事業会計
主な事業は、流域下水道建設負担金955万円、マンホールポンプ及び制御盤更新2,061万円、非常用発電機更新900万円、下水道逆流対策工事に1,000万円、企業債元金償還金9,518万円、企業債利息償還金592万円です。

健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

- 老人医療費特別給付金 8,000万円 **継続**
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 3,105万円 **継続**
- 保育園テラス屋根補修工事 1,540万円 **新規**
- 保育園外壁塗装工事 1,019万円 **新規**
- 小規模多機能型居宅介護事業所補助金 1,000万円 **継続**
- 介護予防運動器機能向上事業 448万円 **拡充**

産業振興による魅力・活力のある村づくり

- 畑かん管路布設工事(弓振地区) 3,360万円 **新規**
- ハヶ岳自然文化園チラーユニット交換工事 1,406万円 **新規**
- そばコンバイン購入 720万円 **新規**
- 柳沢ため池浚渫工事 326万円 **新規**
- もみの湯長寿命化計画査定・調査 173万円 **新規**
- 新型コロナウイルス特別経営対策利子補給金 136万円 **継続**
- ハヶ岳自然文化園湿生花園木道補修 117万円 **継続**
- 農業後継者育成事業補助金 100万円 **継続**
- 縦の木荘遊歩道舗装工事 64万円 **新規**
- 6次産業化支援事業補助金 300万円 **新規**



6次産業化の推進に必要な機械器具・施設整備の一部を補助することで、農業者の所得向上及び経営規模の拡大、農産物の高付加価値化を促進します。

Pick up



● 経営継承・発展等支援事業 300万円 **新規**
農業経営者の高齢化が進む中、中心経営体である先代経営者から経営の移譲を受けた後継者に対し補助することにより、将来にわたって地域の担い手農業者を確保します。

Pick up



● ワイン用ぶどう苗木等購入補助 120万円 **新規**
ワイン用ぶどう栽培を促進するため、ワイン用ぶどう苗木購入及びトレリス等の資材購入に対し補助する。

令和4年度の 主な取り組み

人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり

- 村道2004号線(ハッ手)道路舗装工事 2,000万円 **新規**
- 空家有効活用促進補助金 500万円 **継続**
- 合葬式墓地設計管理委託 150万円 **新規**
- 公共交通実証実験 500万円 **新規**
- 既存住宅エネルギー自立化補助金 100万円 **新規**
- 村道巡回管理業務委託 100万円 **新規**
- 移住ガイドブック委託 76万円 **拡充**
- 登山口トイレ設置調査 5万円 **新規**
- 地域づくり支援事業 150万円 **新規**

Pick up



平成25年からの本運用から10年が経とうとする中で、原村の現状に合う公共交通を検討する方法として、実証実験を行います。

Pick up



地域の特性や資源を生かした魅力と活力のある地域づくりを推進するため、村民や若者が主体となって実施する活動に対して、費用の一部を補助します。

皆が活躍できる持続可能な村づくり

- 地域の再エネ設備導入ポテンシャル調査業務委託 500万円 **新規**
- 電子申請窓口用タブレット購入 88万円 **新規**
- 防災倉庫実施設計業務委託 767万円 **新規**

Pick up



激甚化、頻発化する自然災害等に迅速に対応できる防災拠点としての防災倉庫を整備するため調査設計を行います。

人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

- 小学校屋根塗装工事 800万円 **継続**
- 図書館信毎データベースオンラインサービス 7万円 **拡充**
- 村政施行150周年記念事業 15万円 **新規**

Pick up



令和7年1月に村政施行150周年を迎えるにあたり、実行委員会の立ち上げやイベントなど、準備を進めていきます。

医療費の全額を自己負担したとき (療養費の支給)

問 保健福祉課 医療給付係 ☎ 79-7926 (直通)

医療費の全額を自己負担したときは療養費で払い戻されます

- ・ 下記のような場合は、いったん医療費の全額が自己負担となりますが、申請をして審査で認められれば、負担した金額のうち自己負担分を除いた額が支給されます。
- 尚、申請から支給まで2、3か月ほどかかり、審査の結果によっては支給されない場合もあります。

払い戻しの申請を忘れずに！

- ・ 医療費などを支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

全ての手続きに必要なもの

- ①来庁される方の本人確認書類(運転免許証など) ②印鑑 ③マイナンバーのわかるもの
- ④被保険者証 ⑤振込口座のわかるもの ⑥療養費支給申請書(医療給付係窓口にあります)
- ※同一世帯の方以外が申請する場合は、委任状が必要です

こんなとき	各申請に必要なもの
〈自費治療〉 不慮の事故や旅先で急病になり、やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書 ・ 診療内容明細書
〈誤った被保険者証で受診〉 社会保険などの資格喪失後、その被保険者証で診療を受けたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書 ・ 診療内容明細書
〈補装具等を作成した〉 (注1) 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの作成費用がかかったとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書 ・ 医師の診断書か意見書(靴型装具の場合は写真が必要)
〈輸血の生血代〉 医師が必要と認めた輸血の生血代がかかったとき。 ※親族からの提供は除く	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書か意見書 ・ 輸血用生血液受領証明書 ・ 血液提供者の領収書
〈海外渡航中に受診〉 (注2) 海外渡航中に診療を受けたとき。 ※治療目的の渡航は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書 ・ 領収明細書 ・ 診療内容明細書 ・ 海外渡航した事実が確認できるもの ・ 調査に関わる同意書 ※外国語のものは日本語の翻訳文(翻訳者の住所、氏名の記載と押印があるもの)

(注1) ・対象となるのは、治療のためにどうしても必要であると医師が認めて装着させたもの(コルセット・治療用装具・サポーターなど)で、日常生活や職業上の必要性によるものや美容目的で使用するのは該当しません。

(注2) ・給付対象となるのはその治療が日本国内の保険診療として認められた治療で、支給される金額は日本国内での同様の治療を国保で受けた場合を基準にして決定されるため、海外で支払った治療費の全額が対象となるわけではありません。

・渡航前にお問い合わせください。現地の病院等に作成依頼する書類一式をお渡します。

令和4年4月1日付

原村人事異動

村では4月1日付で人事異動を行いました。()内は前職。

- 課長級**
- ▼子ども課長 伊藤 証 (生涯学習課長兼中央公民館長)
 - ▼保健福祉課長 伊藤 宏文 (議会事務局)
 - ▼生涯学習課長兼中央公民館長 五味 武彦 (保健福祉課長)
 - ▼会計管理者兼会計室長 平出 甲貴 (農林課農政係長)
 - ▼議会事務局長 秋山 雄飛 (総務課総務係長)
 - 所長級(医療職)**
 - ▼原村診療所長 片岡 祐 (副診療所長)
 - 係長級**
 - ▼生涯学習課図書係長兼図書館長 行田 康 (建設水道課環境係長)
 - ▼総務課企画振興係長 菊池 紀幸 (商工観光課商工観光係長)
 - ▼商工観光課商工観光係長 阿部 祐子 (総務課企画振興係長)
 - ▼建設水道課環境係長 風田川 美枝 (保健福祉課医療給付係長)
 - ▼保健福祉課健康づくり係長 浦野 富江 (保健福祉課健康づくり係)
 - ▼保健福祉課福祉係長 河野 桂子 (総務課総務係)
 - ▼建設水道課環境係長 日達 理奈 (建設水道課環境係)
 - ▼農林課農政係長 小池 祐貴 (総務課企画振興係)
 - ▼商工観光課田舎暮らし推進係長 清水 大史 (建設水道課上下水道係)
 - ▼保健福祉課医療給付係長 小池 秀治 (保健福祉課医療給付係)
 - ▼保健福祉課診療所係長 佐々木 由美子 (保健福祉課健康づくり係)
 - 係**
 - ▼生涯学習課生涯学習係 倉嶋 留美 (子ども課保育園)
 - ▼保健福祉課医療給付係 松澤 美咲 (住民財務課住民係)

新規採用

▼総務課付長野県派遣 行田 智昭 (住民財務課税務係)

▼総務課総務係 西角 貴将 (総務課付長野県派遣)

▼住民財務課住民係 平出 真結香 (保健福祉課福祉係)

▼商工観光課田舎暮らし推進係 土橋 雄天 (総務課企画振興係)

▼派遣職員

▼長野県からの派遣解除 宮島 由紀乃 (建設水道課環境係)

▼建設水道課環境係 長野 裕介 (建設水道課環境係)

▼保健福祉課医療給付係 松本 夏実 (原村診療所 医長(医療職))

▼住民財務課税務係 津金 薫 (住民財務課税務係)

▼建設水道課環境係 西田 恵利 (長野県からの派遣)

再任用

▼総務課付諏訪南行政事務組合 三澤 光晴(再任用)

▼保健福祉課医療給付係 佐伯 千穂(再任用)

▼保健福祉課診療所 伊藤 佳江(再任用)

▼保健福祉課福祉係 鎌倉 とみか(再任用)

▼退職職員(令和4年3月31日付) 佐伯 千穂 (会計管理者兼会計室長)

▼建設水道課環境係 清水 秀章 (子ども課長)

▼保健福祉課健康づくり係長 伊藤 佳江 (保健福祉課健康づくり係)

▼保健福祉課福祉係長 鎌倉 とみか (保健福祉課福祉係)

▼生涯学習課図書係長兼図書館長 金子 忍 (生涯学習課図書係長兼図書館長)

▼子ども課保育園 名取 知里 (子ども課保育園)

▼原村診療所長 濱口 實 (原村診療所長)

▼保健福祉課環境係 守屋 優伸 (子ども課保育園)

▼保健福祉課診療所 中村 陽菜 (保健福祉課診療所)

▼保健福祉課診療所 佐久 さやか (保健福祉課診療所)

▼子ども課保育園 田中 悠 (子ども課保育園)

▼子ども課保育園 山岸 桃子 (子ども課保育園)

がんばる皆さんを

応援します

問い合わせ申し込み先
商工観光課 商工観光係
☎ 79-7929 (直通)

中小企業振興資金

村内の工場、事業所の皆さんに健全な企業に発展し、大きく飛躍していただくための制度資金です。村が金融機関に資金を預託し低利な融資を行っています。

融資にあたっては、長野県信用保証協会の保証付き融資となっておりますが、この際に必要となる信用保証料について村がその全額を補助しています。(県制度資金については資金の一部を除き、県及び村で補助しています。)

融資対象や資金使途、貸付限度額等、貸付条件により各種の融資制度がありますが、いずれの資金についても村税に滞納がなく、未申告でない方が対象となります。



商工業活性化補助金

村内に事業所を有し3年以上営業している商工業者に対して、必要な費用の一部を補助します。

■対象事業

直接生産向上につながる施設・設備
※社員等の厚生施設や事務所等は対象外です。
※令和4年度内に行った事業に限ります。

■対象費用、補助率

- 店舗、工場棟、宿泊棟の新築又は増改築にかかる費用
- 新築 5%以内、限度額50万円
- 増築及び改築 5%以内 限度額25万円
- 償却資産の更新、又は新規導入にかかる費用
- 3%以内 限度額10万円 (1者の年度上限額20万円)
- 製品の研究、開発にかかる費用
- 限度額20万円
- ISO (国際標準化機構) 等、規格取得に要した費用
- 50%以内 限度額50万円

※交付の審査、事務作業の関係により、年度末(2月~3月)に提出の申請に関しては、翌年度の審査、交付になります。詳しくは、お問い合わせください。



原村起業チャレンジ補助金

新たな起業への取組みを奨励・促進し、地域経済の活性化を図るため、村内で開業をしようとする方、又は開業して間もない方の事業計画のうち、優秀な計画を審査により認定し、事業経費の一部を補助します。

■応募対象者

村内に事業拠点を設け、新たに創業、もしくは実質的な事業開始から3年以内の個人・中小企業者等

■対象事業

製品やサービス等に優位性(新規性、創意性、強み、競争力、差別化等)があり、他の競合企業より優れている事業

■補助対象経費

対象事業を実施するために当該年度内において必要とする旅費、拠点開設費、原材料購入経費、技術導入費、人件費、開業手続経費、広告宣伝経費

■補助金額

審査により計画の優秀度に応じて50万円以内を補助します。

■受付締切

- 第1回 令和4年9月30日(金)
- 第2回 令和5年1月20日(金)

■応募方法

起業チャレンジ計画応募申込書を役場1階商工観光課商工観光係へ提出してください。

※応募は1人又は1社につき1計画に限ります。

原村ワーケーション施設等整備促進事業

新しい働き方として広がりを見せているリモートワーク。会社以外の場所で仕事をするリモートワークと休暇(バケーション)を一体化させた過ごし方が“ワーケーション”と言われています。

原村の過ごしやすい気候と自然に囲まれた環境はワーケーションにはピッタリです。

当村では、このような地域資源を活かしたワーケーション施設等を新たに整備する事業者の皆さんに補助金を交付しますので、ぜひご活用ください。

■対象者

- (1) 企業等の利用に供するワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペース施設等を村内に新たに整備する企業等で、次の要件を満たす方
 - ワーケーション施設等として整備する物件を村内に所有し、又は賃借していること。
 - 納期が到来した市町村税等を完納していること。
 - ワーケーション施設等として3年以上運用することが誓約できること。
- (2) サテライトオフィスを村内に新たに開設する村外の企業等で、次の要件を満たす方
 - 村内に事務所、事業所、店舗等を設置していないこと。
 - 納期が到来した市町村税等(徴収猶予に係るものを除く。)を完納していること。
 - ワーケーション施設等として3年以上運用することが誓約できること。

- オフサイトミーティング … 企業等が活発な議論を促すために、勤務地以外の場所に滞在し、その地域ならではの環境下で集中的に実施する会議等。
- コワーキングスペース … 様々な属性の労働者や学生が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室等の環境を共有しながら仕事、交流等を行う場所。
- サテライトオフィス … 主たる職場から離れた場所で仕事ができるように整備された施設。

■対象経費

ワーケーション施設等の整備に必要な改修工事又は備品の購入に要する経費。
(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

交付額 上限100万円 補助率2分の1以内

■申請方法

村ホームページ又は、商工観光課窓口にある申請書に必要書類を添えて窓口へ提出。

■申請締切り

令和5年1月31日(火) 予算の額が達成するまで

■事業着手

事業完了後の申請は受けません。交付決定後の事業着手となりますので、ご注意ください。

農政補助事業

原村6次産業化支援事業

農業者の所得向上及び経営規模の拡大を図り、原村の農産物の地産地消及び高付加価値化を促進するため、6次産業化の推進に必要な機械器具・施設整備に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

対象資材 機械器具購入、施設整備

補助率 経費の1/3以内

(上限額100万円)(1回のみ)

申請方法 交付申請書等(見積書の写し、カタログの写し、商品の内容が分かる書類、計画書、工事図面の写し等計画に係る各種添付書類)を農政係へ提出してください。

原村ワイン用ぶどう苗木購入等補助事業

村におけるワイン用ぶどうの栽培及び新規就農者の増加を促進するため、ワイン用ぶどう苗木の購入及びトレリス等の設置に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

対象資材 ワイン用ぶどう苗木、トレリス等

補助率 経費の1/3以内

(上限額各20万円)

申請方法 交付申請書等(植栽予定地位

置図、見積書等)を農政係へ提出してください。

経営継承・発展等支援事業

将来にわたり地域の農地利用等を担う経営体の確保を目的に、次の要件全てに該当し、中心経営体である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けて農業発展の取組を行った後継者へ補助金を交付します。

(1)経営発展計画を作成している又は作成予定の方

(2)後継者の名義で税務申告等を行っている方

(3)青色申告者

(4)後継者が家族農業経営の場合家族経営協定を締結している方 等

※その他必要な事項については、農政係までお問い合わせ下さい。

補助金額 100万円(1回のみ)

申請方法 交付申請書等(必要に応じて各種証明書等)を農政係へ提出してください。

※農業後継者育成事業を受けたことがある方は対象外です。



以下の事業は昨年度と内容に変更はありません

野菜花き作期拡大事業

高冷地における野菜花きの栽培は降霜及び低温障害により出荷時期が限定されてしまうため、パイプハウス、被覆材等の導入を進め購入費の一部補助をし、作期の拡大を図ります。

対象資材 ビニールハウス・霜除け用被覆材

補助率 購入費の10%以内

申請方法 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

農地流動化補助事業

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の借り手農家などに対し補助金を交付します。

補助率 借受農地面積10aあたり3,000円

申請方法 対象者に交付申請書を郵送します。担当地区の農業委員または推進委員の確認を受け、農業委員会へ提出してください。

農林課 農政係
☎79-7931(直通)

有機栽培産地確立事業

高原野菜を主体に有機栽培を促進するため、村内で生産されたバラ堆肥購入代金及び運搬・散布費の一部を補助します。

対象資材 堆肥・運搬・散布費(堆肥購入に併せて運搬・散布を依頼した場合のみ対象)

補助率 購入費等の20%以内

申請方法 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

農業後継者育成事業

農家の担い手確保を目的に、次の要件全てに該当する農業後継者に補助金を交付します。

(1)村内に住所を有し、村内で農業を行う農業後継者が、農業経営者に代わって認定農業者となり、認定農業者になってから5年以上農業経営を続ける意志のある方。

(2)認定農業者となった日における年齢が50歳未満で、認定されてから2年以内に交付申請書を提出した方。

※その他必要な事項については、農政係までお問い合わせ下さい。

補助金額 20万円(1回のみ)

申請方法 交付申請書等(農業経営改善計画認定申請書の写し、農業経営改善計画認定書の写し、必要に応じて各種証明書等)を農政係へ提出してください。

農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため、資金融資を受けた認定農業者に対して、利子助成金を交付します。

補助率 各期間ごとの融資平均残高に係る利子の条例で定める率

申請方法 金融機関または農政係へご相談ください。

農業近代化資金融資利子補給事業

農業者などの農業経営の近代化を推進するために必要な生産施設等の整備拡充を図るため、特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

補助率 融資に係る利子の1%以内

申請方法 金融機関または農政係へご相談ください。

有害鳥獣被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対して、経費の一部を補助します。

対象資材 防護柵、防護ネットなど

補助率 購入費の30%以内

申請方法 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

ちょこっと環境メモ

[今回は、間違えやすいごみの分別に関するQ&Aです]

Q 散水用ホースは長いので粗大ごみで出してもいいですか。

A いいえ、散水用ホースは粗大ごみではありません。50cm以内の長さに切って、指定袋に入れ「燃やすごみ」に出してください。

Q 「納豆の容器の分類は「白色トレイ」ですか? 「容器包装プラスチック」ですか?

A プラスチック製の容器(白色のもの)は「容器包装プラスチック」です。見た目が魚や肉が入っている白色トレイに似ているので気を付けましょう。

Q 卓上コンロやキャンプで使うガスボンベは、穴をあけて「燃えないゴミ」に出してもいいですか?

A いいえ、卓上コンロ用やキャンプ用のガスボンベは、「資源物」(スプレー缶)の分類です。使い切った後、資源物の収集日(毎月第二木曜日の各区の収集または毎月第四土曜日の役場駐車場での収集)に出してください。穴をあけずに出すことができません。

Q 事故の原因になりますので「不燃物コンテナ」には絶対に入れないでください。以前住んでいた街では、プラスチック類は「不燃物」の扱いでした。原村では、どこに出せばいいですか?

A 村ではプラスチック類を「資源物」として集めています。「容器包装プラスチック」(プラマークがあるもの)と「その他プラスチック」(それ以外のプラスチック製品)に分けて資源物の収集日(毎月第二木曜日の各区の収集または毎月第四土曜日の役場駐車場での収集)に出してください。